平成 25 年度復興庁税制改正要望

平成24年9月7日

興 庁

<全体概要>

1. 福島関係

- ①避難解除区域に係る特例措置(当該区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等)の避難指示解除準備区域への拡大(拡充) 〈復興庁、経済産業省共同要望〉
- ②避難解除区域等に係る特例措置(当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等)の新規事業者への適用(拡充) 〈復興庁、経済産業省共同要望〉

2. 復興特区関係

①復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために、土地が一定の手続きを経て地方公共団体に買い取られた場合における譲渡所得への 5,000 万円特別控除の適用(新設)

< 復興庁、国土交通省共同要望>

- ②復興特区法第42条に基づく地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除の対象事業の追加(その1)(拡充) 「再生可能エネルギー源を活用した小規模なエネルギーの供給に関する事業」
- ③復興特区法第42条に基づく地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除の対象事業の追加(その2)(拡充)「虐待を受け、又は受けているおそれのある障害者の迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運営に関する事業」

3. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

- ①「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用(拡充) 〈復興庁、金融庁、経済産業省共同要望〉
- ②「東日本大震災事業者再生支援機構」の買取債権に係る不動産に関する権利 の移転について登録免許税の免税を受ける場合の手続簡素化(拡充)

4. 消費税率引上げ関係

消費税率引上げに伴う一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、消費税法改正法、関連閣議決定及び三党合意を踏まえ、住宅の取得について、税制措置(国税・地方税)及び財政措置を含めた総合的かつ十分な対策を講ずる。

<国土交通省、復興庁共同要望>

<個別説明>

1. 福島関係

①避難解除区域に係る特例措置(当該区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等)の避難指示解除準備区域への拡大(拡充) <税目>(国 税)所得税、法人税

概要

今般の警戒区域等の見直しの結果、近い将来における避難指示解除を目指 した避難指示解除準備区域が新たに設定され、当該区域での事業活動が可能 となったことなどを踏まえ、特例措置の対象区域を拡大することを要望する。

要望内容

避難解除区域に係る特例措置を避難指示解除準備区域に拡大する。

- <復興庁、経済産業省共同要望>
- ②避難解除区域等に係る特例措置(当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等)の新規事業者への適用(拡充) <税目>(国 税)所得税、法人税

概要

現行制度では、東日本大震災の発生時に避難解除区域に所在した事業者のみ特例措置の対象となるが、当該地域の失われた雇用(約1万人)を回復するためには、事業再開を強化することに加えて、新規事業者を誘致することが不可欠であると考えられるため、特例措置の新規事業者への適用を要望する。

要望内容

避難解除区域等に係る特例措置を新規事業者にも適用する。

く復興庁、経済産業省共同要望>

2. 復興特区関係

①復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために、土地が一定の手続きを経て地方公共団体に買い取られた場合における譲渡所得への 5,000 万円特別控除の適用(新設)

<税目>(国 税)所得税、法人税

概要

緊急性・公共性が高い被災地における住宅整備を円滑かつ迅速に進めるため、津波被災を受けた地域から復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地(公共施設及び公益的施設の用地を含む。)に供するために、土地が一定の手続きを経て地方公共団体に買い取られた場合において、一律に 5,000 万円特別控除が適用されるようにし、移転先用地の買収及び当該事業の円滑かつ迅速な推進を図る。

要望内容

津波被災を受けた地域から復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために、土地が一定の手続きを経て地方公共団体に買い取られた場合において、譲渡所得へ5,000万円特別控除を適用する。

〈復興庁、国土交通省共同要望〉

②復興特区法第42条に基づく地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除の対象事業の追加(その1) [拡充] <税目>(国 税)所得税

概要

東日本大震災の被災地において、再生可能エネルギーの導入・利用を促進するため、再生可能エネルギー源を利用した小規模なエネルギーの供給に関する事業を行う株式会社に対する出資を控除の対象とする。

要望内容

復興特区法第42条に基づく地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除の対象事業に、「再生可能エネルギー源を活用した小規模なエネルギーの供給に関する事業」を加える。

③復興特区法第42条に基づく地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除の対象事業の追加(その2) [拡充] <税目>(国 税)所得税

概要

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)の施行に伴い、東日本大震災の被災地において、虐待を受け、又は受けているおそれのある障害者の迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運営に関する事業を行う株式会社に対する出資を控除の対象とする。

要望内容

復興特区法第42条に基づく地域の課題の解決のための事業を行う株式会社

に対する出資に係る所得控除の対象事業に、「虐待を受け、又は受けている おそれのある障害者の迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運 営に関する事業」を加える。

3. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

①「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用〔拡充〕 <税目>(国 税)法人税

概要

二重ローン問題に対応する観点から震災支援機構が支援する事業再生において行う債権放棄について、「企業再生税制」と同等の措置を適用することにより被災債務者の課税負担を軽減し、事業再生の促進を図る。

要望内容

震災支援機構が支援する事業再生において債権放棄を行う場合(震災支援機構が単独で債権放棄を行う場合を含む)において、債務者に生じる債務免除益については、評価損の損金算入、期限切れ欠損金の優先適用を認める。

く復興庁、金融庁、経済産業省共同要望>

- ※ 経済産業省所管の産業復興機構についても上記と同様の措置を3省庁で 要望。
- ②「東日本大震災事業者再生支援機構」の買取債権に係る不動産に関する権利 の移転について登録免許税の免税を受ける場合の手続簡素化〔拡充〕 <税目>(国 税)登録免許税

概要

震災支援機構が買い取った債権に附従する抵当権等の移転登記を行う際の 登録免許税の免税手続きについて簡素化を図る。

要望内容

現在、登録免許税の免税を受けるためには、抵当権等の移転が震災支援機構 法に規定する債権買取等によるものであることを主務大臣(内閣総理大臣、総 務大臣、財務大臣、厚労大臣、農水大臣、経産大臣)による証明書が必要であ るところ、証明書の発行手続を復興庁に一元化する等の簡素化を要望する。

4. 消費税率引上げ関係

消費税率引上げに伴う一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、消費税法改正法、関連閣議決定及び三党合意を踏まえ、住宅の取得について、税制措置(国税・地方税)及び財政措置を含めた総合的かつ十分な対策を講ずる。

<国土交通省、復興庁共同要望>